

全会員向けメール送信についてのポリシー

(2010年9月24日改定)(理事会承認)

- 1) 送信案件の提案は、理事会メンバー及び大会開催校からの提案に限定（メンバーによる代理の提案は可）し、総務理事及び主事に提出する。
- 2) 学会の運営上重要なものに限定する。下記のは学会ウェブサイトを活用する。
 - A. 森林学会本大会以外の学会・シンポジウム・ワークショップ等会合のお知らせ
 - B. 各種公募案内(表彰・教員・受験案内等)
 - C. 賛助会員の宣伝等
- 3) 送信文書については総務理事が是非を決定する。
- 4) 送信文書が簡潔でない場合は、概要とウェブサイトのアドレスのみを送信し、詳細は学会ウェブサイトに掲載する。
- 5) 送信は、会長、総務理事、総務主事に限定する。
- 6) 日本森林学会メールマガジンの送信は別途定める。

